

議案第 93 号

財産の無償貸付について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で貸付けることについて、議会の議決を求める。

平成 21 年 3 月 17 日提出

市川市長 千葉 光行

記

1 無償貸付をする財産

土地

所在地 千葉県市川市新井 2 丁目 27 番 1

千葉県浦安市当代島 3 丁目 448 番 1 外 6 筆

合計面積 9,972.16 m<sup>2</sup>（実測）

2 無償貸付の相手方

東京都千代田区平河町 2 丁目 6 番 3 号

社団法人地域医療振興協会

理事長 吉新 通康

3 無償貸付の目的

浦安市  
市川市 病院組合の解散に伴い浦安市及び市川市の共有に属することとした浦安市川市民病院（以下「市民病院」という。）の土地を上記相手方に無償で貸付けることにより、当該相手方が市民病院移譲後の病院運営を円滑に行い、もって良質な地域医療を確保することを目的とする。

4 無償貸付の条件

無償で貸付ける土地は、市民病院移譲後の病院の運営に使用するものとし、他の目的に供してはならない。

5 無償貸付の期間

平成21年4月1日から平成41年3月31日まで

## 理 由

浦安市川市民病院の移譲を受ける社団法人地域医療振興協会が円滑な病院運営を行い、良質な地域医療の確保が図れるようにするため、浦安市及び市川市の共有に属する土地を同協会に無償で貸付ける必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 9 3 号参考

1 浦安市及び市川市の共有地

所 在	実測面積
①千葉県市川市新井二丁目 27-1	1,824.85 m <sup>2</sup>
②千葉県浦安市当代島三丁目 448-1	6,087.99 m <sup>2</sup>
③千葉県浦安市当代島三丁目 462-1	805.28 m <sup>2</sup>
④千葉県浦安市当代島三丁目 464	171.00 m <sup>2</sup>
⑤千葉県浦安市当代島三丁目 465-1	23.00 m <sup>2</sup>
⑥千葉県浦安市当代島三丁目 465-2	641.03 m <sup>2</sup>
⑦千葉県浦安市当代島三丁目 466-1	330.01 m <sup>2</sup>
⑧千葉県浦安市当代島三丁目 466-2	89.00 m <sup>2</sup>
計	9,972.16 m <sup>2</sup>

※ ①～④病院組合解散に伴い共有地となる土地 (8,889.12 m<sup>2</sup>)

⑤～⑧病院組合解散以前から共有地となっている土地 (1,083.04 m<sup>2</sup>)

2 浦安市の所有地

所 在	実測面積
千葉県浦安市当代島三丁目 465-3 (旧赤道)	124.37 m <sup>2</sup>

合 計	10,096.53 m <sup>2</sup>
-----	--------------------------